

組換えDNA技術応用飼料及び飼料添加物の製造基準新旧対照条文

○ 組換えDNA技術応用飼料及び飼料添加物の製造基準（平成十四年農林水産省告示第千七百八十二号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>別記第一（第二条関係）</p> <p>施設、設備及び装置の基準</p> <p>一 G I L S P組換え体（宿主（組換えDNA技術において、DNAが移入される生細胞をいう。以下同じ。）、ベクター（目的とする遺伝子を宿主に移入し、増殖させ、又は発現させるため当該遺伝子を運搬するDNAをいう。以下同じ。）、挿入DNA（ベクターに挿入されるDNAをいう。以下同じ。）及び組換え体（組換えDNAを含む宿主をいう。以下同じ。）が別記第3の宿主、ベクター、挿入DNA及び組換え体の性質の基準を満たしている場合における当該組換え体をいう。以下同じ。）を利用して飼料又は飼料添加物を製造する場合は、次に掲げる要件を満たす施設、設備及び装置を用いて行わなければならない。</p> <p>1～7 [略]</p> <p>二 [略]</p> <p>別記第二（第二条関係） [略]</p>	<p>別記第一（第二条関係）</p> <p>施設、設備及び装置の基準</p> <p>一 G I L S P組換え体（宿主（組換えDNA技術において、DNAが移入される生細胞をいう。以下同じ。）、ベクター（目的とする遺伝子を宿主に移入し、増殖させ、又は発現させるため当該遺伝子を運搬するDNAをいう。以下同じ。）、挿入DNA（ベクターに挿入される<b>異種</b>のDNAをいう。以下同じ。）及び組換え体（組換えDNAを含む宿主をいう。以下同じ。）が別記第3の宿主、ベクター、挿入DNA及び組換え体の性質の基準を満たしている場合における当該組換え体をいう。以下同じ。）を利用して飼料又は飼料添加物を製造する場合は、次に掲げる要件を満たす施設、設備及び装置を用いて行わなければならない。</p> <p>1～7 [略]</p> <p>二 [略]</p> <p>別記第二（第二条関係） [略]</p>